

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和 7 年 10 月 14 日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 和田 雅弘

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 41

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 伊万里公共職業安定所法面改修工事
- (2) 工事場所 伊万里公共職業安定所 伊万里市立花町通谷 1542-25
- (3) 工事内容 仕様書等による
- (4) 履行期限 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分「建設工事」、工種区分「土木一式」または「舗装」で「C」又は「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ①配置予定の監理技術者にあたっては、監理技術者資格認定証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - ②配置予定の主任技術者にあたっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 一般競争参加資格申込書及び一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に『厚生労働省大臣官房会計課長』から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生

労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間、(下記の⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

- (10) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札関係書類

- (1) 配布期間、場所及び方法

配布：本公告日から令和7年11月4日(火)までの開庁日 9時から17時まで

*11月4日は12時まで

場所：佐賀第2合同庁舎4階(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

佐賀労働局総務部総務課(担当 会計第二係 安藤) 電話番号 0952-32-7155

仕様書等については、HP掲載とするため、ダウンロードした場合は入札関係書類受領書を提出すること。

- (2) 一般競争入札参加申込書等(証明書等)の提出方法

- ・電子調達システムにより令和7年11月4日(火)12時00分までに提出すること。
- ・紙入札の場合の提出 上記3(1)へ郵送(書留郵便に限る)又は持参すること。

提出期限 令和7年11月4日(火)12時00分

- (3) 入札書の提出方法

- ・電子調達システムにより令和7年11月6日(木)13時30分までに提出すること。
- ・紙入札の場合の提出 上記3(1)へ郵送(書留郵便に限る)又は持参すること。

提出期限 令和7年11月6日(木)14時00分

4 開札日時及び場所

開札日時 令和7年11月6日(木) 14時15分

開札場所 佐賀労働局 総務課横会議室

佐賀第2合同庁舎4階(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

- (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、工事請負関係届出書等により配置予定の主任技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は届出の差替えは認められない。

(7) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本告示に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

佐賀労働局

伊万里公共職業安定所法面改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年10月14日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長 和田雅弘

3 工事概要

「仕様書」等のとおり

4 競争参加資格について

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分「建設工事」、工種区分「土木一式」または「舗装」で「C」又は「D」等級に格付けされている者。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

①配置予定の監理技術者にあたっては、監理技術者資格認定証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

②配置予定の主任技術者にあたっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(6) 一般競争参加資格申込書及び一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に『厚生労働省大臣官房会計課長』から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間、（下記の⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合は前年度および前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合は当該年度および前年度について保険料の滞納がないこと。(分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る)

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

5 一般競争入札参加申込書等(証明書等)の提出について

参加希望する者は、競争参加資格を有することを証明するために申込書及び資料を期限までに提出し、支出負担行為担当官から競争資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和7年11月4日(火)

(2) 提出書類及び方法

① 共通

提出書類：一般競争入札参加申込書、一般競争参加資格結果通知書(写)、直近2年間の社会保険、労働保険の保険料の納入が証明できる書類(領収書の写しで可)、誓約書、自己申告書。

② 電子調達システムによる場合

提出方法：電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

③ 紙入札による場合

上記①の提出書類のほか、「電子調達システム案件の紙入札方式での参加について」(別紙1)

提出場所：佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課(担当：会計第二係 安藤)

電話番号：0952-32-7155

提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

※資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

※一旦受領した書類は返却しない。

※一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

※契約担当官は提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

6 入札書等の提出について

入札書に記載する金額は、当該仕様書の内容のすべてを履行するに当たって必要となる諸費用全てとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするため、課税業者か免税業者かに関わらず、見積した金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うこと。

(1) 提出期限

① 電子調達システムによる場合

令和7年11月6日（木）13時30分

② 紙入札による場合

令和7年11月6日（木）14時00分

（2）提出書類及び提出方法

①電子調達システムによる場合

提出書類：入札金額内訳書 委任状（該当者のみ）

提出方法：入札金額は電子調達システムにより送信することとし、「入札金額内訳書」等については、PDF化したものを添付すること。

②紙入札による場合

提出書類：入札書及び入札金額内訳書 委任状（該当者のみ）

提出場所：佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第二係 安藤）

電話番号：0952-32-7155

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

※入札書には入札金額内訳書を添付（ホッチキス止め）の上、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長）「及び「令和 年 月 日開札〔入札案件名〕を記入すること。

※郵送（書留郵便）により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「令和 年 月 日開札〔入札案件名〕の入札書在中の旨記載し、中封筒には上記と同様に氏名等を記入すること。

（3）代理人による入札

①代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。

②代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入した、入札書の提出期限までに「委任状」を提出すること。

③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（4）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに成約したものとする。

7 入札の無効

次に各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 参加する資格を有しないものによる入札
- ② 当該競争入札について不正行為を行ったものによる入札
- ③ 書面による入札において記名を欠く入札

- ④ 入札書の金額及び記名について誤脱及び判読不可能なものがある入札
- ⑤ 入札金額の記載を訂正した入札
- ⑥ 入札書に単価、数量及び総額を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑦ 1人で2以上の入札をしたものによる入札
- ⑧ 代理人でその資格のない者による入札
- ⑨ 支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者による入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反したものによる入札

8 入札の延期等

入札参加者及びこれに関連する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認められるときは、入札を延期、若しくは取りやめることができる。

9 開札

(1) 開札の場所及び日時

開札日時 令和7年11月6日(木) 14時15分

開札場所 佐賀労働局 総務課横会議室

佐賀第2合同庁舎4階(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

(2) 再度入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行う。

10 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する時は入札執行前までに入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)にて提出する。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

11 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムにより通知するものとする。

12 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

13 代金の支払い

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 代金の請求は、契約内容が全て履行された後、遅滞なく行うこと。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官佐賀労働局長」とし、振込先金融機関等を表示すること。
- (4) 当方の支払いは適正な請求書を受領後、40 日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

14 入札結果（契約情報）の公表

電子調達システムにより執行した案件については入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。

一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

15 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683 (IP 電話等をご利用の場合 03-4332-7803)
- ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、6(2)に連絡すること。

仕 様 書

1 件名

伊万里公共職業安定所法面改修工事

2 工事場所

伊万里公共職業安定所 伊万里市立花町通谷 1542-25

3 履行期限

契約締結の翌日から令和8年3月27日（金）まで

作業時間は原則として午前8時半から17時とする。

来庁者の利用に不都合が生じる場合など、執務に影響がある場合は閉庁日（土、日、祝日）に作業を実施すること。

具体的なスケジュールについては、現地担当者と打ち合わせの上、決定する。

4 工事内容（別紙特記仕様書参照）

- ・地先境界ブロック新設工事
- ・50角タイル補修工事
- ・モルタル吹付工事

5 留意事項

- （1） 金額には、工事に係る材料費（消耗品等含む）、運搬費、廃棄費、養生費、清掃費、諸経費一切の費用を含めること。
- （2） 原則見積のための現地調査を行うものとする。伊万里公共職業安定所 0955-23-2131 に連絡の上、同担当者（下記6（1））の都合がつく開庁時間帯に訪問すること。
- （3） 受注者は、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うこと。費用は、受注者の負担とする。
- （4） 作業は、職員、来庁者の妨げとならないよう安全確保のための対策を講じること。また、近隣住民等の迷惑にならないよう言動・行動及び騒音等については充分配慮して行うこと。
- （5） 労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し行うこと。
- （6） 作業に必要となる場合、庁舎の電気及び水道の使用を許可する。
- （7） 施工に際しては、養生を十分に行い、片付け、清掃を励行すること。
- （8） 施工には、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、及び（機械設備工事編）の内容を順守すること。
- （9） 工事に際して、建物及び工作物を破損、汚損したときには、速やかに請負者の責任において復旧すること。
- （10） その他、本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するもの

とする。

6 担当

(1) 現地担当

伊万里公共職業安定所 庶務課長：合田

伊万里市立花町通谷 1542-25

電話 0955-23-2131

(2) 契約担当

佐賀労働局総務部総務課 会計第二係：安藤

佐賀市駅前中央 3 丁目 3-20

電話 0952-32-7155

7 代金の請求及び支払について

(1) 当方の検査職員による検査に合格しなければ代金は支払わない。

(2) 当局の支払いは、適法な請求書を受領後、40 日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。

(3) 請求書の作成については、以下のとおりとすること。

宛名：官署支出官 佐賀労働局長

代金の振込先として請求書に次の事項を記載すること。

金融機関名、支店名、預貯金種別、口座番号、口座名（カナ、漢字）

8 その他

(1) 施工完了の日から 2 年以内に発見された瑕疵に係る修理又は取替の諸費用は施工業者が負担すること。

(2) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。

(3) 落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 仕様書は概要を示すものであるため、主たる工事にに基づき生じる付随工事等の本仕様書に記載のない事項は、現地での確認及び調査に基づき、入札日の前日までに必ず解決し、入札金額に反映させること。

(5) 契約締結時には、下記の資料を提出すること。

・工事着工届書（様式は任意） 1 部

・仕様書に基づく工程表（様式は任意） 1 部

・現場代理人等通知書及び経歴書 1 部

(6) 工事完成時には、以下の資料を提出すること。

・工事完了届（様式は任意） 1 部

・施工前、施工中、施工後の各写真及び材料写真 1 部

・その他、発注者が必要と認める書類

(7) 再委託の要件については、別紙のとおりとする。

伊万里公共職業安定所法面改修工事

図面リスト	
A- 0	図面リスト
A- 1	仕様書ー1
A- 2	外溝図 Scale 1 : 200
A- 3	外溝図 （既存図） Scale 1 : 200



建築改修工事特記仕様書

I 工事概要

1	工事名称	伊万里公共職業安定所法面改修工事	
2	工事場所	佐賀県伊万里市立花町1542-25	地 内
3	建物概要		

	建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	消防法施行令 別表第1区分	備 考
1	法面改修工事					
2						
3						
4						

※ 建築基準法に基づき定められた風速 (V0) (m/sec)
※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重 ()

※ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV

4 工事項目 (電気設備工事) ○印を付したものを

工事項目	建物名	1	2	3	4	屋 外
1	電灯・コンセント設備					
2	幹線・動力設備					
3	電熱設備					
4	胃保護設備					
5	受電設備					
6	電力貯蔵設備					
7	充電設備					
8	橋内情報通信網設備					
9	電話・橋内交換設備					
10	情報表示設備					
11	映像・音響設備					
12	拡声設備					
13	誘導支援設備					
14	呼出設備					
15	テレビ共同受信設備					
16	テレビ電波障害防除設備					
17	監視カメラ設備					
18	入退室管理設備					
19	自動火災報知設備					
20	自動閉鎖・非常警報設備					
21	中央監視制御設備					
22	防犯設備					
23	電気時計設備					
24	外灯設備					
25	橋内配電線路					
26	橋内弱電線路					
27	撤去工事					

5 工事項目 (機械設備工事) ○印を付したものを

工事項目	建物種別及び屋外	1	2	3	4	屋 外
1	空気調和設備					
2	換気設備					
3	排煙設備					
4	自動制御設備					
5	衛生器具設備					
6	給水設備					
7	排水設備					
8	給湯設備					
9	消火設備					
10	厨房設備					
11	ガス設備					
12	浄化槽設備					
13	昇降機設備					
14	撤去工事					

6 設備概要 (機械設備工事)

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

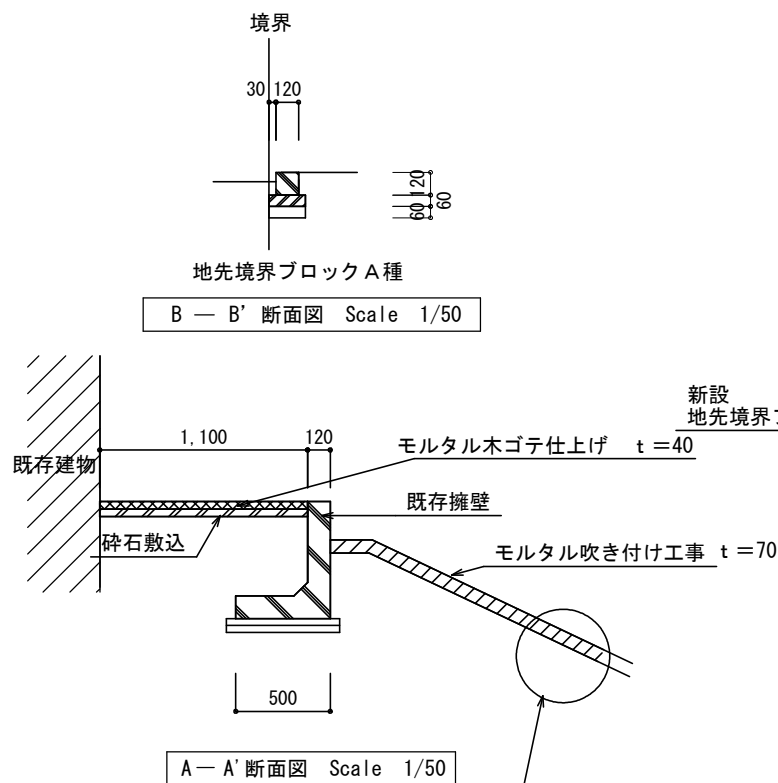
空気調和方式	ダクト方式 (・ 中央 ・ 各階ユニット) ・ FCU方式	パッケージ型空気調和方式	
主要熱源機器	・ 空気熱源ヒートポンプユニット	・ 吸収冷凍水機	・ 吸収冷凍水機ユニット
換 気 設 備	機械換気 (・ 有 ・ 無)	・ マルチパッケージ型空気調和機	・ ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機
排 煙 設 備	機械排煙 (・ 有 ・ 無)		
自動制御設備	・ 電気式	・ 電子式	・ デジタル式
給 水 設 備	・ 水道直結方式	・ 高置タンク方式 (○ 上水 ・ 井水 ・ 中水)	・ 増圧ポンプ方式
排 水 設 備	・ ボンプ直送方式 (・ 上水 ・ 井水 ・ 中水)		
消 火 設 備	建物内の汚水と雑排水 (・ 分流 ・ 合流)		
ボンプ排水	・ 有 (・ 湧水 ・ 雨水 ・ 雑排水 ・ 汚水) ・ 無		
汚水放流先	・ 公共下水道	・ 処理浄化槽	
雑排水放流先	・ 公共下水道	・ 処理浄化槽	
屋内消火栓	(・ 1号 ・ 2号)	・ 屋外消火栓	
消 火 設 備	・ 連結送水	・ 連結散水	・ 泡消火
二酸化炭素消火	・ 新ガス系消火	・ スプリンクラー	・ フード等可燃品自動消火
ガ ス 設 備	・ 都市ガス (供給業者名)	・ 種別	・ 発熱量 MJ/m ³
液化石油ガス			

※注意事項

- ① 工事用資・機材、建設副産物等の過積載をしないこと。
- ② 過積載を行なっている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することの無いようにすること。
- ④ ③ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を調査し、同団体への加入者の使用の用途に努めると。
- ⑤ 下請け契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって重傷かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。
- ⑥ ①から④の事項につき、下請け契約における受注者を指導すること。
- ⑦ ①から④の事項につき、下請け契約における受注者を指導すること。

項目	特記事項
○ 1 適用基準等	○ 建築工事標準詳細図 (平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁庁舎部建築課監修 ・ 構内舗装・排水設計基準 (平成27年版) 同上 ・ 建築設備標準図 (平成12年版) 国土交通省大臣官房官庁庁舎部建築課監修 ○ 公共施設改修工事標準仕様書 (建築・電気・機械設備工事編) (平成28年版) 同上 ・ 公共施設大改修工事標準仕様書 (平成28年版) 同上 ・ 公共施設改修工事標準図 (電気・機械設備工事編) (平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁庁舎部建築課、環境施設課 ・ 建築物解体工事共通仕様書・図解集 (平成24年版) 国土交通省大臣官房官庁庁舎部建築課 ・ 鉄骨・コンクリート工事標準図 (平成17年版) 熊本県建築士会事務所協会発行 ・ 鉄骨工事標準図 (平成17年版) 熊本県建築士会事務所協会発行 ・ 公共住宅改修工事共通仕様書(初版) (初版) 公共住宅事業者等連絡協議会編集
2 電子納品に関する事項	(電子納品に関する基準) 電子納品に関する基準は、「熊本県電子納品運用ガイドライン※1」(以下、熊本県ガイドライン)による。 (電子納品) 電子納品とは、各業種段階の最終成果を電子データで納品することを行う。ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途、監督員と協議するものとする。 (電子データの取扱い) 本工事で、設計図CADデータを発注する。(CADデータの著作権者は設計者) なお、貸与されたCADデータを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 (電子納品に関する経費) 電子化に要する費用は別途収費に含まれている。 ※1: 熊本県ホームページの土木部-土木技術管理課のデータを参照(ダウンロード可) 熊本県HP http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/93/kijun.html
3 工事実績情報の登録(工事カルテ)	※ 要 (提出先) 日本建設情報総合センター 不要 (1. 1. 4) [1. 1. 4] 工事実績情報サービス係(CORINS)
4 品質計画	※ 品質計画については、監督員の承諾を受けること。 (1. 2. 2) [1. 2. 2]
5 電気保安技術者	・ 適用する ・ 適用しない (1. 3. 3) [1. 3. 3]
○ 6 施工条件	※ 現場説明書による ・ 図示による (1. 3. 6) [1. 3. 6]
○ 7 発生材の処理等	引渡しを要するもの () (1. 3. 11) [1. 3. 12] 引渡し場所 ※ 構内 ・ () 特別管理産業廃棄物 ・ 有 ・ 無 産業物の搬出方法 分別解体等及び特定建設物の再資源化等について適切な処理を行ったうえで、下記の場所に搬出することとし、 「建設副産物の再生利用指針」の建設発生材処理フローにより適切に処理すること。 ①受入場所 ②処分場 ③ - 自社処分 原則として再資源化施設とする ④仮置き等 必要な場合は、法律に違反しないよう適切に処理すること。 現場において再利用を担うもの、再資源化を担うもの () 建設副産物処理実施計画書、建設副産物処理実績報告書及びフェルトス回収の等し等を提出すること。 建設副産物情報交換システムに登録し証明書を提出する。 登録に関する問い合わせ先: (一財)日本建設情報総合センター 内 建設副産物情報センター TEL:(03)3505-0410 FAX:(03)3505-0520) 工事着工時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を提出し、工事完了時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出すること。 自社処分 自社処分の場合で、処分が困難となった時は、監督員と協議すること。 ・ 建設リサイクル法 竣工時に、再資源化等報告書を監督員に提出すること。 産業廃棄物税 本工事で発生する建設副産物のうち、県内の最終処分場へ搬入する建設副産物については、産業廃棄物の処理に係る税(熊本県産業廃棄物処理税)が課税されるので適正に処理すること。 ・ 本工事で、産業廃棄物の最終処分における熊本県産業廃棄物税相当額を見込んでいる。 型枠の廃材、塗料の缶等については「産業物の処理及び清除に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理すること。 水質含有物(蛍光増白剤)については電気設備工事特記仕様書(その2)「発生材の処理等」に基づき適正に処理すること。 FR33含有物(空汚染物等)については機械設備工事特記仕様書(その2)「発生材の処理等」に基づき適正に処理すること。
8 再生資材活用	受注者は、熊本県グリーン購入推進方針に適合するリサイクル建設資材の活用を努めるものとする。 受注者は、リサイクル建設資材を使用する場合は、土木部で定めた建設副産物の再生利用指針に加え、以下の書類を提出すること。 ・ 熊本県グリーン購入推進方針判断基準等適合報告書 ・ 有害物質の抽出・含有等に関する証明書 ・ 再生材料供給証明書 (例外1) 次の資材については、上記書類の提出を求めない。 ・ コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊のみを再生材料として使用した「再生加熱アスファルト混合物」及び「再生再生砕石」 ・ 高ガセメント ・ エコマーク認定製品 (例外2) 該当する項目に係る有害物質の抽出及び含有、アスベスト(石棉)の含有、水質・油分の抽出、酸化水素等の発生に関する検査を不要としている資材については、「(2)有害物質の抽出・含有等に関する証明書」の提出は求めない。
9 再生資材の利用	再生資材の利用又は現場内で使用する場合は、土木部で定めた建設副産物の再生利用指針による。 対象資材: コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材
10 建設発生土の利用	建設発生土が発生し、又は建設発生土を利用する場合は、土木部で定めた「建設発生土の利用と処理指針」による。
11 建設汚泥処理土の利用	建設汚泥を再生した建設汚泥処理土の利用は、土木部で定めた「建設汚泥の処理と建設汚泥処理土の利用指針」による。
12 施工調査	施工調査 ・ 調査項目 () ・ 調査範囲 () [1. 5. 2] [1. 5. 3] ・ 調査方法 () ・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示による ・ ()

一般共通事項	○ 13 技 能 士	適用工事種別 () 内は、適用技能士 ・ 鉄骨工事(1級鉄骨技能士) ・ コンクリート工事(・1級左官技能士 ・1級型枠施工技能士 ・1級コンクリート圧送施工技能士) ・ 鉄骨工事(1級とび技能士) ・ ブロック及びALCパネル工事(・1級ブロック建築技能士) ・ 防水工事(1級防水施工技能士 (作業)) ・ 石工事(・1級石工技能士 ・1級石材施工技能士) ・ タイル工事(1級タイル張り技能士) ・ 木工事(1級建築大工技能士) ・ 屋根及び土い工事(・1級建築仮金技能士 ・1級スレート施工技能士) ・ 金具工事(・1級天井仕上げ施工技能士 ・1級内装仕上げ施工技能士) ・ 左官工事(1級左官技能士) ・ 塗装工事(1級塗装技能士 (作業)) ・ 建具工事(・1級サッシ施工技能士 ・1級ガラス施工技能士) ・ 内装工事(1級内装仕上げ施工技能士 (作業)) ・ 内装工事(1級表装技能士 (作業)) ・ 建築工事(1級造園技能士) ・ 設備工事(・配管技能士 ・冷凍空調機械設備施工技能士 ・熱熱設備施工技能士 ・建築仮金技能士) 技能士は、資格を証明する資料を監督員に提出すること。	(1. 5. 2) [1. 6. 2]											
	14 特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。												
	○ 15 建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。												
	○ 16 設計GL	※ 図示による。 ・ 現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による。												
	○ 17 既存部分等への処置	工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修すること。												
	18 他工事との取合い	施工範囲 別表－1 による。 施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承認を受けること。												
	19 建築材料 設備機器等	ホルムアルデヒド放散量 本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図面に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。 ※ F☆☆☆☆ ()												
	20 化学物質の濃度測定	・ 行う。 ・ 行わない。 厚生労働省が定める化学物質の濃度の指針値以下であることを確認し、報告書を監督員に提出すること。 測定法 () ※ アクティブ型 ・ パッシブ型 ・ その他 ()	(1. 5. 9) [1. 6. 9]											
	○ 21 工事写真等	撮影箇所及び撮影方法は、「熊本県建設工事写真撮影要領」による。 着工前、工事中、竣工時及び完成写真用写真の撮影は、デジタルカメラを使用すること。また、完成写真は、下記業者の撮影とする。 ・ 監督員の承認を受けた写真専門業者 ・ 監督員の承認を受けた撮影者												
	○ 22 完成図	貸与した原因(電子データを含む)に変更内容を加筆訂正し、下配のものを揃えて監督員に提出すること。 また、施設引渡しがある場合、その受領書(写)を監督員に提出すること。 隣地掘削写真 (A4版折込み製本2部、2つ折り製本1部) 試験成績表、保証書、取扱説明書 電子データについては、熊本県電子納品運用ガイドラインの仕様により作成し、納品を行うこと。	(1. 7. 2) [1. 8. 2]											
仮設工事	○ 23 施工図	佐賀県電子納品運用ガイドラインの仕様により作成し、納品するものとする。 当該建築物の取得する施工図等の著作権に係る使用権は、当該建築物に限り発注者に移譲する。												
	○ 24 保全に関する資料	※ 提出する。 ・ 提出しない。 提出部数 ※ 2部 () 部	(1. 7. 3) [1. 8. 3]											
	25 県有施設台帳	・ 提出する。 ・ 提出しない。 特に定める県有施設台帳について必要事項を記入のうえ監督員に提出すること。 (ACCESS形式、EXCEL形式、CSV形式のいずれかによる電子データを含む)												
	○ 26 保険等	佐賀県公共工事請負契約約款第60条第1項により、次の保険等(その他これに準ずるものを含む)に付さなければならない。 (1) 保険の種類 ・ 火災保険又は建設工事保険 (2) 保険の目的物 工事事務所及び工事材料(支給材料を含む)(損害賠償等特約を含む) (3) 保険の加入期間 ※ 工事発着手後(原則とする)速やかに加入し、工期末より30日間以上 (4) 保険金額 ※ 原則として請負金額に相当する金額 ・ その他 ()												
	○ 27 安全施工実施対策	※ 建築工事安全施工技術指針にしたがい、工事の安全確保に努めるとともに、安全・訓練等の実施状況報告書を監督員へ提出すること。												
	28 官公庁への 諸手続き等	関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、特記ある事項は別途とす。 (1. 1. 3) [1. 1. 3]												
仮設工事	○ 1 既存部分の養生	養生方法 ※ ビニールシート等による。 ・ () 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※ 行わない。 ・ 行う(図示による) 既存家具等の養生 ・ ビニールシート等による。 ・ ()	[2. 3. 1]											
	2 仮設間仕切り	仮設間仕切りの種別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>材質</th><th>仕上げ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ A 種</td><td>セツウボード張り(厚さ ※ 9.5 ・ ())</td><td>・ 片面塗装</td></tr> <tr> <td>・ B 種</td><td>・ 合板張り(厚さ ※ 9.0 ・ ())</td><td>・</td></tr> <tr> <td>・ C 種</td><td>・ シート張り</td><td>・</td></tr> </tbody> </table> 仮設扉の種別 ※ 木製扉、合板張り扉度 ・ ()	種別	材質	仕上げ	・ A 種	セツウボード張り(厚さ ※ 9.5 ・ ())	・ 片面塗装	・ B 種	・ 合板張り(厚さ ※ 9.0 ・ ())	・	・ C 種	・ シート張り	・
種別	材質	仕上げ												
・ A 種	セツウボード張り(厚さ ※ 9.5 ・ ())	・ 片面塗装												
・ B 種	・ 合板張り(厚さ ※ 9.0 ・ ())	・												
・ C 種	・ シート張り	・												
3 監督員事務所	・ 設ける ※ 設けない 面積規模 () ㎡程度 備品については、監督員の指示による。	(2. 3. 1) [2. 4. 1]												
○ 4 工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できる(※有償・無償) ・ 利用できない													
○ 5 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない													
6 手すり先行足場	足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基準第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「簡易な安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能性を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。													
土工	1 埋戻し及び盛土	種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種	(3. 2. 3) (表3. 2. 1)											
	○ 2 建設発生土の処理	※ 構外指示の場所 受け入れ場所 () 受け入れ場所での処理 (・ 敷きならし ※ たい積) 搬出距離 (4) km 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する ・ 構内指示の場所 (・ 敷きならし ・ たい積)	(3. 2. 5)											



モルタル吹き付け工事

除草
法面掃除・下地処理
ラス網設置
モルタル吹付け
水抜き穴 3㎡に1箇所

モルタル吹付け部分 (S1) ~ (S4)

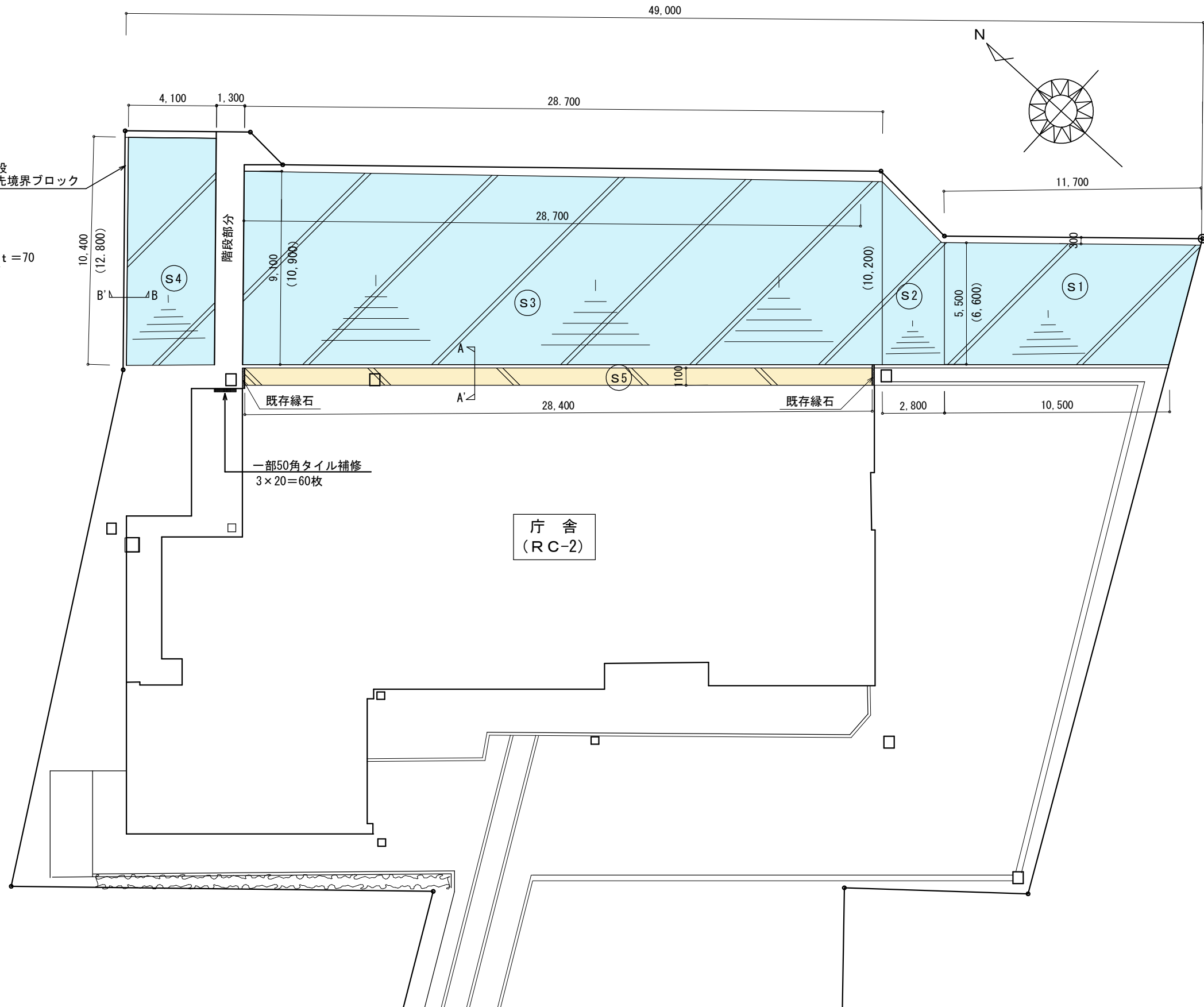
モルタル吹き付け t=70

符号	式	計
(S1)	$(10.50 + 11.70) \times 6.60 \times 1/2$	73.26
(S2)	$(6.60 + 10.20) \times 2.80 \times 1/2$	23.52
(S3)	28.70×10.90	312.83
(S4)	4.10×12.80	52.48
	計	462.09 m ²

モルタル木ゴテ仕上げ部分 t=40 (S5)

符号	式	計
(S5)	28.40×1.10	31.24
	計	31.24 m ²

*数量等は参考とする



外溝図 S:1/200



有限会社
松本一平建築設計事務所
一級建築士事務所 熊本県知事登録3128号
一級建築士登録 第156800号 松本一平

特記事項

工事名称

伊万里公共職業安定所法面改修工事

校閲

整理No.

図面名称

外溝図

縮尺

1/200

日付

図面No.

A-2

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し競争入札に参加したく、下記により申込致します。

記

物件名 伊万里公共職業安定所法面改修工事

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

- (1) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（九州沖縄地域、建設工事）における等級
「土木一般」（ ）等級
「舗装」（ ）等級
- (2) 仕様書に示す成果物等を支出負担行為担当官が指定する日時、場所に十分に納入することができる。
は い ・ いいえ
- (3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。
は い ・ いいえ
- (4) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。
は い ・ いいえ
- (5) 社会保険等（厚生年金保険・健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）・船員保険・国民年金・労働者災害補償保険、および雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。
は い ・ いいえ
- ※（ ☐ ：口座振替利用 （ 年度 期分から利用している ） ）
↑
口座振替を利用している方は ☐ 欄 にチェックを入れて、カッコ内を記入してください
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者である。
は い ・ いいえ
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でない。
は い ・ いいえ
- (8) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をした者ではない。又、記載をしなかった者でない。
は い ・ いいえ
- (9) 入札説明書の交付を受けた者である。
は い ・ いいえ
- (10) 暴力団等に該当しない者である。
は い ・ いいえ
- (11) 入札業者情報（※紙入札業者のみ記載）

1	事業所名		
2	所在地		〒
3	代表者	氏名	
4		役職	
5		電話番号	
6		FAX番号	
7	担当者	所属名称	
8		氏名	
9		所属住所等	〒
10		電話番号	
11		FAX番号	
12		メールアドレス（任意）	

※漏れがないように記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 殿

役 員 等 名 簿

法人名: _____

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	

(注) 法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

(別紙1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

政府電子調達（調達システム）案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

伊万里公共職業安定所法面改修工事

2 調達システムでの参加ができない理由

入 札 書

¥

(消費税額を除く)

ただし、伊万里公共職業安定所法面改修工事として

物 件 名	規 格	数 量	単 価	金 額	消 費 税	計
「伊万里公共職業安定所法面改修工事」	仕様書	1 式		円		
	のとおり					
				円		
				円		
				円		
合 計				円		

(この金額を記載すること)

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住所

氏 名

(代理人氏名)

支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 殿

(別紙3)

委 任 状

今般、都合により

を代理

人と定め、次の案件について下記の権限を委任します。

案件名「伊万里公共職業安定所法面改修工事」

権限内容 入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人氏名)

支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 殿

(別紙4)

入札辞退届

案件名：伊万里公共職業安定所法面改修工事

上記について、入札申込みをしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号及び名称

代表者氏名

代 理 人

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 殿